

平成30年11月12日

貨物運送事業者 経営者 様

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会
青森県協議会事務局

「標準運送約款改正に伴う運賃料金の収受に関する実態調査」ご協力をお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本協議会はトラック輸送における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を図ることを目的として、行政（青森労働局、東北運輸局青森運輸支局）、荷主、トラック運送事業者等の関係者の構成により、平成27年度に設置したものです。

本協議会では、これまでにトラック事業者における荷待ち時間等長時間労働の実態を把握し、長時間労働となる課題解決に向けて発着荷主及び運送事業者が協同で、集荷・配送先の集約による荷待ち時間の削減やパレット輸送による荷役作業の効率化など長時間労働の短縮に向けた実証実験を行ってまいりました。今後は、その成果を活用して長時間労働の改善ガイドラインを策定し普及することとしております。

また、適正取引の改善に向けては適正な運賃・料金の収受のため、平成29年11月に標準貨物自動車運送約款改正（以降、「改正運送約款」とする）し、取引環境の整備を行ったところです。

そこで本協議会では、改正運送約款の施行から1年が経過したことを踏まえ、取引環境等の改善を促進するため、改正運送約款に基づいた運賃・料金の収受状況について事業者向けアンケート調査を実施することとしました。この調査結果については、調査の目的以外に使用することはありませんので、実態について正確にご記入いただくようお願いします。

業務ご多用中のところ大変恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、別紙「調査票」にご回答いただき、平成30年11月30日までに同封筒筒によりご返送願います。

敬具

お問い合わせ先

〒030-0843

住所：青森市大字浜田字豊田139-13

電話番号：017-739-1502

FAX 番号：017-739-1505

お問合せ：青森県協議会事務局

（東北運輸局青森運輸支局内）

青森運輸支局 輸送・監査部門

<標準運送約款改正に伴う実態調査 調査票>

本調査は、標準運送約款改正（以降「新標準約款」といいます。）の普及・促進のため、運送事業者の皆様が抱える課題等の実態を把握するもので、統計の作成を目的とした調査ではありません。

本調査結果については、調査の目的以外に使用することはありませんので、実態について正確にご記入いただくようお願いいたします。

1.新標準約款の導入について

問1 新約款導入後の運賃と料金の体系を教えてください。

以下の区分の收受状況について○をご記入ください。(a~fそれぞれに○)

区 分	収 受 状 況			
	運賃とは別建て	運賃に含んでいる	運賃含みと別建ての両方	実態なし
a.積込料	運賃とは別建て	運賃に含んでいる	運賃含みと別建ての両方	実態なし
b.取卸料	運賃とは別建て	運賃に含んでいる	運賃含みと別建ての両方	実態なし
c.待機時間料	運賃とは別建て	運賃に含んでいる	運賃含みと別建ての両方	実態なし
d.附帯業務料	運賃とは別建て	運賃に含んでいる	運賃含みと別建ての両方	実態なし
e.高速料金等の通行料	運賃とは別建て	運賃に含んでいる	運賃含みと別建ての両方	実態なし
f.深夜・休日料金	運賃とは別建て	運賃に含んでいる	運賃含みと別建ての両方	実態なし

問2 新標準約款を導入した理由をお聞かせください。(複数選択可)

- a. 運賃・料金を別々に設定できるから
- b. 料金を収受することにより、ドライバーへ相応の対価（給料）を支払うため
- c. 今までサービスとして行ってきた労働に対し、料金を適正に収受するため
- d. 他の運送事業者に合わせて
- e. 他の運送事業者（元請等）に相談したから
- f. 外部から勧められたから
- g. これまでも標準約款に合わせてきたから
- h. その他

「f.外部から勧められた」場合、
どちらから勧められましたか。

「h.その他」について具体的にお答えください。

- a.荷主
- b.元請運送事業者
- c.関連運送事業者
- d.トラック協会
- e.その他（ _____ ）

問3 荷主企業との運賃・料金（積込料、取卸料、待機時間料、附帯業務料等）の收受状況について取引年数と業種ごとの取引環境についてお答えください。

業種	運賃の 收受	料金の 收受	取引年数 (およそ)	運送 委託者	取引上の 立場	交渉の しやすさ
	○：十分收受できている △：十分ではない ×：收受できていない					
a.建設資材			年			
b.機械・機械部品			年			
c.食料品			年			
d.日用品			年			
e.金属・金属製品			年			
f.農産物			年			
g.紙・パルプ			年			
h.化学品			年			
i.木材			年			
j.石油製品			年			
k.繊維工業品			年			
l.水産物			年			
m.その他			年			



問4 問3の料金收受で「十分收受できている」と記入された場合に、收受できた料金区分に○を記入し、これまでの運賃に対しどれくらいの割合で收受できているかご記入ください。（複数回答）

料金区分	a.積込料	b.取卸料	c.待機時間料	d.附帯業務料	e.高速料金	f.その他
收受率	%	%	%	%	%	%

注) 收受率は細かい算出を求めているものではありません。これまでに收受していた全体の運賃に対しどれくらい割合が増えたのか（増えていないか）、おおよそを把握するための質問です。

問5 問3の「運賃・料金の收受」で「△（十分ではない）」と記入された場合、現在の運賃・料金に対してどれくらい増えることを期待しますか（代表的業種について）

業種 _____ 運賃 %増 料金 %増

問6 問3の「交渉のしやすさ」で「難しい(1~3)」と記入された場合、その理由についてお答えください(代表的業種について)

業種 _____ 理由 _____

問7 新標準約款を導入してから、約款に基づいた運賃等設定の交渉はしましたか。(1つに○)

a. 交渉した

b. 交渉していない

問8-1 交渉結果はいかがでしたか。

- a. 運賃・料金の値上げができた
- b. 「検討する」とのことであった
- c. 交渉の結果、値上げはできなかった

↳「c. 交渉の結果、値上げはできなかった」理由は何でしたか。

問8-2 それはなぜですか。

- a. 契約を切られる可能性があるから
- b. 交渉しても値上げを断られるから
- c. 他社も交渉していなさそうだから
- d. 元請運送事業者次第だから
- e. 値上げをして間もないから(～2年以内)
- f. 荷主も経営状況が厳しいと聞いているから
- g. その他

↳「g.その他」について、お答えください。

問9 運賃・料金を別々に設定したことにより、変化したことはありますか。(複数回答)

- a. 作業効率化のための見直しが進んだ
- b. 運行計画が立てやすくなった
- c. 突発的な変更等が減少した
- d. 荷主とコミュニケーションがしやすくなった
- e. 契約(の一部)を打ち切られた
- f. 労働時間の短縮
- g. その他

「g.その他」について、具体的にお答えください。 ←

問10 運賃とは別建ての料金を設定したことで、運賃を下げられたことはありますか。(1つに○)

- a. ある b. ない

問11-1 料金の根拠を明らかにするための取り組みは行っていますか。(複数回答)

- a. 作業時間、待機時間などを運転日報に記載している
- b. デジタルタコグラフで記録している
- c. その他

「c.その他」について、具体的にお答えください。 ←

問 11-2 収受された料金の使途について、お聞かせください。(複数回答)

- a.運転者の給与 b.車両・整備費 c.福利厚生費 d.その他

「d.その他」について、具体的にお答えください。 ←

問 12 届出をした料金を収受するために必要な改善策は何だとお考えですか。(複数回答)

- a.荷主との話し合いの場をもつこと e.荷主への罰則の強化
b.荷主とコミュニケーションをとること f.運送事業者の約款違反の強化
c.荷主への周知 g.多層取引の適正化(例.2次下請までに制限する等)
d.利用者(国民)への周知を行う h.その他

「h.その他」について、具体的にお答えください。 ↓

問 13 荷主との取引環境について、次のうち近いものに○をご記入ください。(1つに○)

- a. 運賃・料金について交渉しやすい環境にある
b. ドライバーの労働の実態を共有できている
c. 以前から良好な関係にある
d. 近年、理解が得られやすくなった(輸送トラック不足、人材不足等により)
e. 改善基準告示や新標準約款の認知度が高く理解がある
f. その他

↳ 「f.その他」について、具体的にお答えください。

問 14 荷主との取引環境の改善に有効なものは何だとお考えですか。(複数回答)

- a. 改善基準告示や新標準約款等の荷主の理解 f. 多層化取引の適正化
b. 荷主に対する勉強会の積極的な開催 (例えば2次下請までに制限する等)
c. 行政の働きかけ g. 荷主勧告制度の積極的实施
d. 原価計算による運賃設定 h. その他
e. 契約書の書面化

「h.その他」について、具体的にお答えください。 ←

4.労働生産性の向上について

問 15 今後、パレット化や中継輸送の実施などでさらなるドライバーの労働時間削減が期待されています。そこで、荷主との協働を促す参考としてお聞きします。

問 15-1 パレット輸送を行っている場合、パレット利用料はどなたが支払っていますか。
(1つに○)

a. 荷主	b. 運送事業者	c. 荷主と運送事業者で折半	d. その他
-------	----------	----------------	--------

「d.その他」について、具体的にお答えください。 ←

問 15-2 中継・共同輸送を行っている場合、中継・共同輸送にかかる経費はどなたが支払っていますか。(1つに○)

a. 荷主	b. 運送事業者	c. 荷主と運送事業者で折半	d. その他
-------	----------	----------------	--------

「d.その他」について、具体的にお答えください。 ←

企業概要

F① 従業員数 (うちドライバー数)	名 (うちドライバー 名)
F② 保有車両数	大型 台、中型 台、小型 台、トレーラー 台
F③ 所在地	県
F④ 主な輸送エリア	県内 / その他東北エリア / 関東 / 関西 / 全国 / その他()
F⑤ Gマーク認定	あり (取得：平成 _____ 年) / なし

～ 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。～

※この調査票に関するお問い合わせ先※

<トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会>

○東北地方協議会事務局 東北運輸局自動車交通部貨物課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 電話：022-791-7531 FAX：022-299-0940

○青森県協議会事務局 青森運輸支局 輸送・監査部門

〒030-0843 青森市大字浜田字豊田 139-13 電話：017-739-1502 FAX：017-739-1505